

○西東京市使用料等審議会条例

西東京市使用料等審議会条例

平成15年 3 月 31 日
条例第 2 号

改正 平成19年 6 月 25 日 条例第 38 号

(設置)

第 1 条 西東京市が徴収する使用料、手数料等（以下「使用料等」という。）の適正化を図るため、市長の附属機関として、西東京市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、西東京市が徴収する使用料等について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等は、審議会の所掌事務としない。

(1) 法令の規定に基づき算定される使用料等

(2) 条例により他の審議会等の所掌事項とされている使用料等

(3) 広域的な観点から定める必要のある使用料等で市長が別に定めるもの

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画政策課で処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 6 月 25 日 条例第 38 号)

この条例は、平成19年 7 月 1 日から施行する。